

## 信州大学繊維学部ファイバーイノベーション・インキュベーター施設と 京都工芸繊維大学繊維科学センターとの連携に関する協定書

信州大学繊維学部ファイバーイノベーション・インキュベーター施設（以下「甲」という。）と京都工芸繊維大学繊維科学センター（以下「乙」という。）は、両機関の連携・協力を促進し、相互の研究開発能力及び人材等の総合力を発揮することが、繊維分野の発展振興に重要な役割を果たすことに鑑み、以下のとおり連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力のもと、繊維分野の人材育成及び学術研究に寄与するとともに、繊維分野のオープンプラットフォームの役割を担い、2030年に向けた繊維産業の展望（繊維ビジョン）の達成に寄与することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力する。

- （1） 環境に配慮した繊維分野の仕組みを構築し、課題を解決すること。
- （2） 繊維分野の教育において相互に支援すること。
- （3） 繊維分野の社会人の人材育成を推進すること。
- （4） 繊維分野の国内外の情報を交換すること。
- （5） その他、甲と乙が必要と認めること。

### （連携協議会）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、両機関の代表者で構成する連携協議会を必要に応じて設置・開催するものとする。

2 連携協議会の構成、運営について必要な事項は、甲乙双方協議の上、定めるものとする。

### （実施経費の負担）

第4条 甲及び乙が共同で実施するプログラムの実施経費は、甲乙双方協議の上、両機関の負担額を決定する。

### （有効期間）

第5条 本協定は令和6年3月8日から発効し、3年間有効とする。ただし、その間の連携実績を評価し、両機関の合意により更新することができる。

また、本協定について甲または乙から破棄の提案があった際には、発効後3年未満であっても破棄することができる。

### （協議）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保管するものとする。

令和6年3月8日

長野県上田市常田3丁目15番1号

信州大学繊維学部

ファイバーイノベーション・インキュベーター施設長

森川英明

京都府京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地

京都工芸繊維大学

繊維科学センター長

横山敦士